

県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針（抜粋）

1. 県内企業への優先発注

- (1) **取組方針** 県が発注する業務について、県内企業では対応できない場合、または県内企業のみでは競争性が確保できない場合を除き、県内企業へ優先的に発注する。また、県発注業務を受注した業者に対し、下請や外注業者等の選定にあたっては、県内企業を優先的に選定するよう要請する。
- (2) **県内企業の定義**
 - ① **公共工事**：県内に主たる営業所を有する事業者
 - ② **公共工事以外**：県内に本店、支店又は営業所を有する事業者
- (3) **具体的取組**
 - ① **公共工事への県内企業への優先発注**
県が発注する公共工事については、県内企業に対して優先的に発注する。技術的問題等で県内企業だけで対応できない場合においても、共同企業体を組ませ可能な限り県内企業へ発注するほか、県内中小企業者の受注機会の確保に配慮するものとする。
 - ② **親事業者及び総合建設業者に対する県内業者への優先発注の要請**
総合建設業者と下請中小企業振興法に基づく親事業者に対して、下請け等の発注に当たって、可能な限り県内企業を優先的に選定するよう要請する。
 - ③ **民間工事関係**
病院、企業等の民間工事発注者に対し、工事の発注に際しては県内企業を優先的に選定するよう要請する。
 - ④ **公共工事以外の分野における県内企業への優先発注**
県が発注する業務について、県内に本店を有する事業者では対応できない場合、または県内に本店を有する事業者のみでは競争性が確保できない場合を除き、ア、イ、の順で選定する。ア、県内に本店を有する事業者 イ、県内に支店又は営業所を有する事業者

2. 県産品の優先使用

- (1) **取組方針** 県で使用する物品について、規格、品質、価格等が適正な県産品がある場合は、入札等に係る関係法令等に従いながら、これを優先して使用する。また、県発注業務を受注した業者に対し、必要な物品等を調達する場合も、規格、品質、価格等が適正である県産品がある場合は、これを優先的に選定するよう要請する。
- (2) **県産品の定義** 県産品とは、「県内において製造・加工される製品」である。製造・加工とは、すなわち付加価値を付けることであり、材料に何らかの加工を加えることが前提となる。また、移輸入等により持ち込まれた材料を単に箱詰めした製品は該当しない。
- (3) **官公需対策**
 - ① **公共工事の特記仕様書に明記された「適格な県産建設資材の優先使用」の徹底**
県が発注する公共工事においては、特記仕様書の中で「本工事に使用する資材等の内、沖縄県内で生産、製造され、かつ規格、品質、価格等が適正である場合は、これを優先して使用する」旨明記しており、公共工事を発注する各部局は、工事契約者に対し、適格な県産建設資材の優先使用を指導する。このため、鉄筋、セメント、アルミ材等主要建設資材については、竣工届けに県産建設資材使用状況報告書を添付することを義務づけ効果をチェックする。また、県産建設資材の使用比率が低い場合には県産建設資材の優先使用の徹底が図られるよう、工事契約者に対し積極的な指導を行うものとする。
 - ② **庁用物品の県産品優先使用**
学校、病院、福祉施設等の給食材料及び各部局で使用するちり紙、作業服等庁用物品の調達に当たっては、入札等に係る関係法令等に従いながら、県産品を優先して使用することとする。
- (4) **民需対策**
 - ① **建設事業関係者に対する県産建設資材の優先使用要請**
建設事業関係者に対し、建設資材を使用するに当たっては、公共工事、民間工事を問わず県産建設資材を優先的に選定するよう要請する。
 - ② **観光関係団体、大型店舗、ホテル等に対する要請**
観光関係団体、大型店舗、ホテル等に対し、必要な物品について、規格、品質、価格等が適正である場合は、県産品を優先的に選定するよう要請する。
- (5) **県産品使用奨励キャンペーン**
 - ① **県産品奨励月間の設定** 7月1日～7月31日の期間を県産品奨励月間として設定して、当該期間中に各種の関連事業及び県産品奨励キャンペーンを集中して実施する。
 - ② **産業まつりの開催** 産業振興の担い手である生産者の生産意欲の高揚と県民の県産品に対する意識の啓発及び観光資源の県内外への紹介を図り、本県産業の振興に資するため産業まつりを開催する。
 - ③ **優良県産品奨励制度の実施** 県産品の品質向上、販路の開拓を図るため、優良県産品奨励制度を実施する。
 - ④ **物産展等の開催** 県内外において、物産展等を開催して、県産品の積極的なアピールに努める。

3. 大型プロジェクト建設工事における県内企業への優先発注及び県産品の優先使用

県内で実施される各種大型プロジェクト建設工事については、「大型プロジェクト建設工事発注方針」に基づき、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用の効果的な推進を図る。

4. 推進体制の強化

- (1) **県産品及び役務の質の向上、供給体制の確保**
「県内企業への優先発注、県産品の優先使用」施策を推進するためには、事業者は、消費者ニーズに対応した良質、低廉価格の製品開発や役務の提供に努めるとともに、製品や役務の安定供給を確保する必要があるため、県はその体制整備について業界に適切な助言を行うよう努める。
- (2) **県産品優先使用等連絡会議による推進体制の強化**
本方針に基づく具体的な取り組みについて、県産品優先使用等連絡会議で協議検討を行い、施策の円滑な推進を図る。
- (3) **県発注業務における実績等の把握とその推進**
県の発注部局においては、発注契約及び県産品の使用実績を取りまとめ、年度毎に報告することとし、実績報告を踏まえて県産品優先使用等連絡会議で検討を行い、県内企業への優先発注と県産品の優先使用の効果的運用に努める。なお、県産品の使用実績について、公共工事の場合は、主要建設資材の使用実績を取りまとめることとする。

5. 国の出先機関、市町村、県の外郭団体、経済団体等に対する要請と連携強化

本方針の実効を期するためには、国の出先機関、市町村、県の外郭団体、経済団体等が本方針の趣旨を十分理解し、県内企業への優先発注、県産品の優先使用を積極的に推進することが肝要である。従って、各機関に対し、本方針に準じた対策を積極的に行うよう要請するとともに、各機関との連携を密にし、その実態の把握に努め、効果的な推進を図る。

この基本方針は平成30年4月1日から施行する。

沖縄県内の経済活性化と安定的な成長を目指して。

県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針



「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針」を改定しました。

「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針」とは？

「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針」は、昭和29年の「島産品愛用運動」が始まりで、需要の停滞、移輸入品との競争の激化等、厳しい経営環境にある県内企業の育成強化を図るため、昭和52年に策定されたものです。

沖縄県においては、本方針に基づき、県が発注する公共工事について、県内企業の受注機会の確保に努めるとともに、国や市町村、建設業者等に対する県内企業への優先発注の要請など、各種の取組を行っています。

「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針」の対象を拡充しました。

県内企業の育成強化を図るには、官民一体となった県内企業の優先的な活用や県産品の優先使用が重要です。本方針は、公共工事や物品調達を対象としてきましたが、域内経済の安定的な成長を目指すため、「県が発注する業務全般」を対象を拡充し、新たな基本方針が平成30年4月1日から施行いたしました。

主な改定の内容

取組方針	県が発注する全ての業務について、下請や外注を含め、県内企業を優先的に選定する旨の取組方針を新たに示しました。 ※ただし、県内企業では対応できない場合、または競争性が確保できない場合は除かれます。
県内企業の定義	下記のとおり、県内企業の定義を新たに設けました。 公共工事: 県内に主たる営業所を有する事業者 公共工事以外: 県内に本店、支店又は営業所を有する事業者
具体的取組	公共工事以外の分野において 「ア. 県内に本店を有する事業者」「イ. 県内に支店又は営業所を有する事業者」の順で選定するよう明記しました。 ※ただし、県内に本店を有する事業者では対応できない場合、または競争性が確保できない場合は除かれます。

※改定は平成30年4月1日から施行。

県内企業への優先発注の取組

- 公共工事の県内企業への優先発注
- 親事業者及び総合建設業者に対する県内企業の優先的選定の要請
- 民間工事発注者に対する県内企業の優先的選定の要請
- 公共工事以外の分野における県内企業への優先発注



大型プロジェクト建設工事における県内企業への優先発注及び県産品の優先使用の取組



県産品の優先使用の取組

- 官公需対策
- 民需対策
- 県産品使用奨励キャンペーン



推進体制の強化

- 県産品及び役務の質の向上、供給体制の確保
- 県産品優先使用等連絡会議
- 県発注業務の実績等の把握



「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針」

国、市町村、経済団体等への要請と連携強化

基本方針に基づく取組を推進するため、他の地方自治体の取組事例を収集し、各発注部局へ情報提供してまいります。